山梨県職業能力開発計画について

１　職業能力開発計画の概要

(1) 策定の根拠等

○職業能力開発促進法（以下、「法」）

（職業能力開発基本計画）

法第５条第１項

厚生労働大臣は、職業能力の開発(職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。) に関する基本となるべき計画 (以下「職業能力開発基本計画」という。) を策定するものとする。

法第５条第２項

職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項

二　職業能力の開発の実施目標に関する事項

三　職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

（都道府県職業能力開発計画等）

法第７条第１項

都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

法第７条第３項

都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（都道府県に置く審議会等）

法第９１条第１項

都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

法第９１条第２項

前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。

→山梨県附属機関の設置に関する条例に基づき山梨県職業能力開発審議会（法第９１第１項の規定による県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項についての調査審議に関する事務を担任）を設置。

(2) 計画に定める事項

法第７条第２項

都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第５条第２項各号に掲げる事項について定めるものとする。